

定例教育委員会

会 議 録

定例教育委員会会議録

平成26年5月26日

平成26年度坂井市教育委員会会議録（概要）

日 時：平成26年5月26日(月) 午後1時30分より3時50分まで
場 所：坂井市役所 第2別館 大会議室

【会議日程】

- 1 委員長あいさつ
- 2 教育委員会会議録(概要)の承認について
- 3 教育長報告
- 4 議 案
 - 議案第8号 坂井市教育委員会行政組織の一部改正について
 - 議案第9号 坂井市社会教育委員の承認について
 - 議案第10号 坂井市青少年育成推進員の承認について
 - 議案第11号 坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について
 - 議案第12号 坂井市青少年愛護センター補導員の承認について
 - 議案第13号 坂井市スポーツ推進員の承認について
 - 議案第14号 坂井市立図書館協議会委員の承認について
 - 議案第15号 就学指定校の変更許可について
- 5 協議事項
 - (1) 坂井市心身障害児就学指導委員会設置規則の一部改正について
 - (2) 市立幼稚園保育料の減免に関する規則及び私立幼稚園就園奨励事業補助金について
- 6 報告事項
 - (1) 平成26年度坂井市一般会計補正予算(第1号)にかかる事業概要について
 - (2) 教育委員会事務局職員体制および事務分掌について
- 7 その他
 - (1) 行事予定(6月分)について
 - (2) その他

【出席者】

教育委員	喜多正之委員長、三宅小百合職務代理者、青柳裕委員 若松静榮委員、川元利夫教育長
教育部	杉田教育部長、滝呑次長(教育総務課長)、武曾次長(生涯学習 スポーツ課長)、前川次長(図書館長)、甲斐教育審議監
教育施設整備課	藤野課長
学校教育課	土居課長
国体推進課	長谷川課長

文化課
事務局書記

五十嵐課長
島田課長補佐、小川課長補佐

【会議の成立】

教育部長 ただいま、委員数5名、出席委員数5名であるので、地方教育行政委員会の組織運営に関する法律第13条第2項の規定により定足数に達するので、会議の成立を宣言する。

委員長 (あいさつ)

【会議録の承認】

委員長 4月25日に開催した定例教育委員会および5月12日に開催した臨時委員会について、事務局の説明を求める。

事務局次長 (会議録概要説明)

委員長 質問等はないか。ないようであれば、会議録について承認する。
各委員は委員会終了後、会議録への署名を願いたい。

【教育長の報告】

- 教育長
- ・ 5月1日付けで職員の人事異動があり、教育委員会事務局においても新しい職員を迎え新体制でスタートした。
 - ・ 5月8日は、県市町教育委員会協議会総会、研修会が勝山市で開催され、教育委員全員で出席した。
 - ・ 5月10日は市PTA連合会総会が開催された。
 - ・ 5月11日は丸岡文化財団主催の一筆啓上顕彰式が盛大に行われ、県外受賞者へのおもてなしもでき、よかったと感じた。
 - ・ 5月12日には、若松委員を迎えて新体制での教育委員会がスタートした。坂井市も9年目を迎え、魅力的で市民のニーズにあった教育行政を行っていきたい。
 - ・ 5月14日から三国中学校を皮切りに学校訪問が始まった。児童生徒や先生方の様子をご覧になり、ご指導、ご助言をお願いしたい。
 - ・ 5月18日には鳴鹿小学校の運動会があり、24日、31日にも5つの小学校で開催される。耐震工事の都合で春に運動会を行った学校で気候を考慮して春に開催する学校が増えている。学校独自の判断でなく、PTA、地域の方とも協議し移行しているようである。
 - ・ 5月21日～23日には、全国都市教育長協議会総会に出席した。教育委員会制度の改革についての話もあった。平成27年3月31日までに改選があり教育長が選任された自治体は、教育長の任期が終了するまで

現在の制度が適用されるということである。平成27年4月1日以降に教育長の改選があれば、その時点から新制度が適用され、新教育長の任期は3年となる。市によって、現制度と新制度が並行して適用されることになる。

- 9月27日(土)、28日(日)にハートピア春江でNHKのど自慢が開催されることが決定した。両日は春江図書館と春江体育館を休館としたい。

委員長 これらについて質問等はあるか。

委員長 3月31日をもって、現教育長が辞めることとならないのは、どうしてか。首長の教育行政への政治介入となるからか。

教育長 そのようである。

教育部長 教育委員として4年間は委嘱されていることを尊重し、改選まで現制度を適用するのだと考える。

青柳委員 教育長の任期は3年で、教育委員の任期は4年ということになるのか。

教育長 それは、首長の4年任期の間に、一度は教育長を選任する機会を得るために3年としたようである。

青柳委員 新制度になると、首長が教育委員を辞めさせることもできるのか。首長の考えを教育行政に反映させるための制度改革だと思うが。

教育長 時間の制約もあり、そこまでの話はなかったが、今後、提示されるものとする。

教育部長 一定の事項に反した場合は、罷免されることもあると思うが、むやみに罷免することは無いと考える。

委員長 他にありませんか。ないようなので、議案の審議に入る。

【議案第8号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

滝呑次長 (議案内容の説明)

国体推進課が新設されたことによる一部改正である。

- 委員長 これについて何かご質問等はあるか。
- 青柳委員 国体準備室にあったスポーツ推進係の業務は、生涯学習スポーツ課へ移管したようであるが、人も移ったのか。
- 教育部長 そうである。
- 教育長 国体推進課は現在4名であるが、将来は20名程度の規模の課になる。来年は、準備委員会も作り、力を合わせて国体推進の業務にあたる。
- 委員長 ほかに、ご意見がなければ、「議案第8号 坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

- 委員長 「議案第8号坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について」は、原案のとおり承認する。

【議案第9号 坂井市社会教育委員の承認について】

- 委員長 これについて事務局の説明を求める。
- 武曾次長 (議案内容の説明)
平成26年6月1日から2年間の任期で社会教育委員をお願いするものである。15名のうち6名は新しく任命する方である。
- 委員長 これについて何かご質問、ご意見等はあるか。
- 青柳委員 8番の方は15年間経験され、長期間であり高齢のように思うが。
- 武曾次長 8番の方は、県の社会教育委員の会長をしている。任期の途中であり、市の社会教育委員でないと県の社会教育委員はできないので、引き続きお願いする。
- 委員長 名簿の7番目までは充て職のようであるが、この会議は年間何回開催するのか。
- 武曾次長 昨年度は、2回であった。3回の年もあり、年に2～3回、開催している。

- 職務代理者 7番目までは、その会の代表者が委員となるのか。
- 武曾次長 各団体に任せていて、代表の方もそうでない方もいる。
- 委員長 男女の構成比率、年齢等、時代に合うように考慮することもあるように思う。
- 委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第9号 坂井市社会教育委員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。
- (異議なし)
- 委員長 「議案第9号 坂井市社会教育委員の承認について」は、原案のとおり承認する。
- 【議案第10号 坂井市青少年育成推進員の承認について】
- 委員長 これについて事務局の説明を求める。
- 武曾次長 (議案内容の説明)
平成26年6月1日から2年間の任期で、青少年育成推進員として各公民館単位で2名ずつ46名の方の承認をお願いします。
- 委員長 これについて何かご質問等はあるか。
- 委員長 この名簿では、年齢、再任等がわからないが。
- 武曾次長 ほとんどの方が再任である。
- 委員長 各支部からの推薦ということだが、長期にわたって活動している方は、どの程度いるのか。
- 教育長 大勢いる。1番の方、15番の方、23番の方など、大勢いる。皆さん、報酬は無しで引き受けてくれている。
- 青柳委員 要領の中に、福井県青少年育成推進指導員からの助言指導を受けると記載があるが、それはどういった方であるか。
- 武曾次長 46名中、各中学校区に1名、計5名の方が県の推進指導員となっており、県と連携している。
- 委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第10号 坂井市青少年育成推進

員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第10号 坂井市青少年育成推進員の承認について」は、原案のとおり承認する。

【議案第11号 坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

武曾次長 (議案内容の説明)
平成26年6月1日から2年間の任期中、青少年愛護センター運営委員として20名の方の承認をお願いする。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 この名簿でも、年齢、再任等がわからないが。

武曾次長 各所属する団体に人選を任せている。

委員長 団体からの推薦ということであるが、17番から20番の方については、再任なのか。

武曾次長 4名については、各地区の一般補導員であり再任である。

委員長 大半が充て職ということなので、何名かは再任の方がいると会の運営もスムーズになるのではと考える。

青柳委員 運営委員の中で、続けられなくなった人が出た場合、欠員補充はするのか。

教育長 今までは、補充していない。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第11号 坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第11号 坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 12 号 坂井市青少年愛護センター補導員の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

武曾次長 (議案内容の説明)

平成 26 年 6 月 1 日から 2 年間の任期中、青少年愛護センター補導員として 347 名の方の承認をお願いします。昨年度より一般補導員が 3 名減っている。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 長年にわたり、活動している方が多いのか。

武曾次長 そうである。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 12 号 坂井市青少年愛護センター補導員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 12 号 坂井市青少年愛護センター補導員の承認について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 13 号 坂井市スポーツ推進委員の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

武曾次長 (議案内容の説明)

平成 26 年 4 月 1 日にさかのぼり 2 年間の任期中、スポーツ推進委員として 45 名の方の承認をお願いします。前回より 2 名減っている。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

委員長 規則の定数よりも少ない人数であるが、国体を推進するにあたり、いかがなのか。

国体推進課長 スポーツ推進委員は、旧町の体協でも活躍している。45 名の人数でも活動に支障はない。

委員長 種目別の推薦としているのか。

武曾次長 そうではなく、スポーツに関心のある方が委員となっている。

教育長 スポーツ推進委員とは、国体推進とは関係なく、従来の体育指導員であり、スポーツ振興に力を注いでいる方である。競技を強くするための委員でなく、広めるための委員である。

青柳委員 スポーツ推進委員は、体育協会とは関わりがないのか。

武曾次長 スポーツ推進委員には、スポーツ教室やウォークラリーといった事業での運営の協力をお願いしている。

国体推進課長 地区の体協においては、関わりがあると思うが、国体推進課として直接的には関わりはない。

委員長 ほかに、ご意見等がなければ、「議案第 13 号 坂井市スポーツ推進委員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 13 号 坂井市スポーツ推進委員の承認について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 14 号 坂井市立図書館協議会委員の承認について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

前川次長 (議案内容の説明)
平成 26 年 4 月 1 日から 2 年間の任期で 11 名の方の承認をお願いする。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。
(質疑なし)

委員長 質疑がないようなので、「議案第 14 号 坂井市立図書館協議会委員の承認について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 14 号 坂井市立図書館協議会委員の承認について」は、原案のとおり承認する。

【議案第 15 号 就学指定校の変更許可について】

委員長 これについて事務局の説明を求める。

学校教育課長 (議案内容の説明)
新規で2件の申請である。

委員長 これについて何かご質問等はあるか。

(質疑なし)

委員長 質疑がないようなので、「議案第 15 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認してよろしいか。

(異議なし)

委員長 「議案第 15 号 就学指定校の変更許可について」は、原案のとおり承認する。

来月の定例教育委員会は、6月26日(木)午後1時30分から決定。

【平成26年5月 坂井市定例教育委員会 審議結果】

平成26年5月26日(1日間)に開催された、定例教育委員会審議の結果を報告する。

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第8号	坂井市教育委員会行政組織規則の一部改正について	H26.5.26	原案承認
議案第9号	坂井市社会教育委員の承認について	H26.5.26	原案承認
議案第10号	坂井市青少年育成推進員の承認について	H26.5.26	原案承認
議案第11号	坂井市青少年愛護センター運営委員の承認について	H26.5.26	原案承認

議案第 12 号	坂井市青少年愛岐センター補導員の承認について	H26. 5. 26	原案承認
議案第 13 号	坂井市スポーツ推進委員の承認について	H26. 5. 26	原案承認
議案第 14 号	坂井市立図書館協議会委員の承認について	H26. 5. 26	原案承認
議案第 15 号	就学指定校の変更許可について	H26. 5. 26	原案承認

上記のとおり会議の顛末を記し、これを証するために署名する。

平成 26 年 6 月 26 日

教育委員長

喜多 正之

職務代理者

三宅小百合

委 員

青柳 裕

委 員

若松 勲策

教 育 長

川 元 利夫

会議録調製職員

島田 順子

小川 宣成